

第6期障害福祉計画等【第6期八頭町障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画】(素案)概要	作成のポイント
<p>1 概要</p> <p>(1)法的根拠</p> <p>1. 八頭町障害福祉計画 障害者総合支援法第88条の規定に基づき障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保などについて定めたものです。</p> <p>2. 八頭町障害児福祉計画 児童福祉法第33条の20の規定に基づき、障害児福祉サービスの提供体制の確保などについて定めたものです。</p> <p>(2)計画期間</p> <p>1. 第6期八頭町障害福祉計画 令和3年度から令和5年度までの3年間</p> <p>2. 第2期八頭町障害児福祉計画 障害福祉計画と一体のものとして、令和3年度から令和5年度までの3年間</p> <p>(3)計画目的 障害福祉計画は、国の基本指針に基づき、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援等のサービス提供見込量を推計し、見込量確保のための方策や提供体制について、計画的に実施していくためのものです。</p> <p>(4)第6期八頭町障害福祉計画等に係る基本指針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 2. 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施 3. 地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労の支援 4. 地域共生社会の実現に向けた取組み 5. 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援 	<p>「第6期八頭町障害福祉計画等」として作成</p>

第6期障害福祉計画等【第6期八頭町障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画】(素案)概要	作成のポイント
---	----------------

3年後(令和5年度)の目標値の設定

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針に基づき、町の実情を勘案する。

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者が、住み慣れた地域での生活に移行し、施設入所者を削減することを目標とします。

1. 国が基本指針で示した成果目標

- ア) 施設入所者(令和元年度時点)の6%以上を地域生活へ移行する。
- イ) 施設入所者(令和元年度時点)の1.6%以上を削減する。

2. 目標値

現在、施設に入所している障がいのある人の多くが高齢化し、障がいの程度も重症化している実態があります。一方でグループホームなど障害福祉サービスの地域での受入体制が進んでいない状況を踏まえ、目標値を定めます。

地域へ移行
9%→6%
入所者削減
2%→1.6%

	令和5年度末の目標値	
	地域生活への移行	施設入所者の削減
令和元年度末	2人	1人
施設入所者数 32人	6.25%	3.13%

第6期障害福祉計画等【第6期八頭町障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画】(素案)概要

作成のポイント

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい、発達障がいや高次脳機能障がいのある人が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉、介護、就労、地域の助け合いなどが包括的に確保された地域の助け合いなどが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指します。

1. 国が基本指針で示した成果目標

保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、令和5年度における開催回数、参加者数、目標設定及び評価の実施回数、精神障がい者の障害福祉サービス利用者数の見込を設定する。
(複数市町村による共同設置も可)

2. 目標値

保健、医療、福祉関係者による協議の場

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、令和5年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設け、国の示した成果目標を踏まえ、目標値を定めます。

	令和5年度末の 目標値
地域包括ケアシステムの構築	1箇所
協議の場の開催回数	6回
協議の場への関係者の参加者数	2人
目標設定及び評価の実施回数	1回
精神障がい者の地域移行支援	1人
精神障がい者の地域定着支援	1人
精神障がい者の共同生活援助	1人
精神障がい者の自立生活援助	1人

圏域も視野に入れた協議の場の設置に加え、実施に向けた詳細な目標値の設定

第6期障害福祉計画等【第6期八頭町障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画】(素案)概要	作成のポイント
<p>(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実</p> <p>地域生活支援拠点は、障害がある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、住居支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)として、障がいがある人の生活を地域全体で支える体制を、地域の実情に応じて整備するものです。</p> <p>1. 国が基本指針で示した成果目標 各市町村又は各圏域に少なくとも一つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討すること。</p> <p>2. 目標値 第5期障害福祉計画中に整備した拠点の機能の拡充を行い、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討します。</p>	<p>拠点の運用状況の 検証・検討の追加</p>

第6期障害福祉計画等【第6期八頭町障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画】(素案)概要

作成のポイント

(4)福祉施設から一般就労への移行

地域において障がいのある人が、自立して安定した生活をしていくために必要な収入を得ること、また社会の一員として就労し、生きがいを見出すことができるよう、福祉施設の利用者の一般就労への移行を支援します。

1. 国が基本指針で示した成果目標

ア) 就労支援事業所等を通じた一般就労への移行

令和5年度中に一般就労に移行する者を、令和元年度実績の1.27倍以上(うち就労移行支援1.3倍、就労継続A型1.26倍、B型1.23倍)とすること。

移行者数
1.5倍→1.27倍

イ) 一般就労への移行者数のうち就労定着支援の利用者数

令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労者のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること。

利用者数7割

ウ) 就労定着支援による就労定着率

一般就労への定着促進のため、就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

事業所数7割

2. 目標値

ア) 就労支援事業所等を通じた一般就労への移行

	実績	目標値
	令和元年度	令和5年度
一般就労への移行	年間1人	年間2人

イ) 一般就労への移行者数のうち就労定着支援の利用者数

	実績	目標値
	令和元年度	令和5年度
就労定着支援の利用者数	0人	1人

ウ) 就労定着支援による就労定着率

	目標値
	令和5年度
就労定着率8割以上の事業所	7割以上

第6期障害福祉計画等【第6期八頭町障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画】(素案)概要	作成のポイント
<p>(5)障害がある児童の支援の提供体制の整備等</p> <p>障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援について、障がいのある児童に対する重層的な支援体制の整備、医療ニーズへの対応などの支援体制の整備を目指します。</p> <p>1. 国が基本指針で示した成果目標</p> <p>ア)児童発達支援センターの設置 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置すること。</p> <p>イ) 保育所等訪問支援の体制整備 令和5年度末までに、全ての市町村で、利用できる体制を整備すること。</p> <p>ウ) 医療的ニーズの高い重症心身障がいのある児童への支援 令和2年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保すること。</p> <p>エ) 医療的ケア児への適切な支援体制の整備 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、令和5年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を各市町村又は各圏域に設置するとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置すること。</p> <p>2. 目標値</p> <p>ア)児童発達支援センターの設置 令和5年度末までに、町単独又は県東部圏域に少なくとも1か所設置することを目指します。</p> <p>イ) 保育所等訪問支援の体制整備 令和5年度末までに、町内で2カ所利用できるよう目指します。</p> <p>ウ) 医療的ニーズの高い重症心身障がいのある児童への支援 令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を町内で2カ所利用できるよう目指します。</p> <p>エ) 医療的ケア児への適切な支援体制の整備 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、令和5年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児に対する関連分野の支援を統制するコーディネーターの配置を目指します。</p>	<p>圏域でも可</p> <p>コーディネーター配置の追加</p>

第6期障害福祉計画等【第6期八頭町障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画】(素案)概要

作成のポイント

(6)相談支援体制の充実・強化等

障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を目指します。

1. 国が基本指針で示した成果目標

ア)地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込を設定する。

イ)地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込を設定する。

ウ)地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込を設定する。

2. 目標値

令和5年度末までに町又は県東部圏域において総合的・専門的な相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを目指します。

	目標値
	令和5年度
ア)専門的指導・助言件数	6件
イ)人材育成の支援件数	6件
ウ)連携強化の取組の実施回数	6件

新規目標

第6期障害福祉計画等【第6期八頭町障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画】(素案)概要

作成のポイント

(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等に係る各種研修を活用し、また、障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の共有を行い、障害福祉サービスの質を向上させるための取組を行います。

1. 国が基本指針で示した成果目標

ア) 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加人数の見込を設定する。

イ) 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込を設定する。

2. 目標値

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有を行い、令和5年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築することを目指します。

	目標値
	令和5年度
ア) 研修等への参加人数	1人
イ) 障害者自立支援審査支払等システム	有
による審査結果の共有	1回

新規目標